

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	障害児福祉手当及び特別障害者手当 支払の調整	
根拠法令・条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条及び26条の5	
所 管 課	各区保健福祉総合センター 地域福祉課	
処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	次に掲げる要件に該当する場合、支払われた手当をその後に支払うべき手当の内払とみなすことがある。 1. 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたとき 2. 受給資格者および扶養義務者に被災者があり、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当を支給された場合で手当の全部又は一部を返還することとなった場合 3. 手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合（当該減額すべきであった部分）	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	(聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等)	ただし、行政手続法第13条第2項第4号に規定する「金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	